

同価入札（見積）時における順位の決定方法について

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）が複数いた場合、次のとおり取扱い落札者を決定します。

1 業者番号

本局が送付した入札説明書について、受取り確認のFAXを本局が受信した時間順に業者番号を1番から割り当てます。FAXによる返送がない業者は、先に割り当てた業者番号の後に、アイウエオ順に業者番号を割り当てます。

2 くじ番号

各入札者は、任意の3桁（001～999）の数字を入札書の「くじ番号」欄に記入します。

※ 「くじ番号」欄に記入の無いものやアラビア数字でないものを記入した入札書は、「くじ番号」を「999」として取り扱います。また、部分的に記入の無いものや部分的にアラビア数字でないものを記入したものについては、当該箇所についてのみ「0」として取り扱います。

3 順位決定

- ① 開札の結果、同価入札者に対し、業者番号の小さい者から順に、0から番号を割り当て（0，1，2・・・），「整理番号」とします。
- ② 「くじ番号」と「業者番号」の和を「決定くじ番号」とします。
- ③ 同価入札者の「決定くじ番号」の和を求めます。
- ④ 先に求めた「決定くじ番号」の和を、同価入札者の数で除し、余りの値を求めます。（除した答（商）は、0を含む自然数（0，1，2・・・）とします。）
- ⑤ ④で求めた余りの値と、割り当てた「整理番号」が一致した者が、第1順位者となります。
- ⑥ 同価入札者の次順位以降の順位決定については、第1順位者となった者を起点として、「整理番号」の昇順に順位を付与し、「整理番号」の一番大きい値に達した後は、「整理番号」が0の者を起点として昇順に順位を付与します。

【例】A～Cの3社が、同価入札の場合

業者	くじ番号	業者番号	整理番号	決定くじ番号	順位
A社	478	000000000001	0	479	第2順位者
B社	010	000000000002	1	12	第3順位者
C社	627	000000000003	2	630	第1順位者（落札者）

【順位の決定方法】

同価入札者の「決定くじ番号」の和 $479 + 12 + 630 = 1121$

$1121 \div 3$ （同価入札者の数）= 373 余り2

第1順位者（落札者）は、「整理番号」が「2」のC社となります。

■ 備考

- ・ 当該取扱いで落札者を決定した場合は、局ホームページにおいて「業者番号」及び「くじ番号」を公表します。
- ・ 見積徴収の場合は、「入札」を「見積り」と読み替えてください。